

認証区分C(現場発泡ウレタン施工事業者 原液事前審査) 製品認証審査要綱

平成28年3月23日制定

本審査要綱は、現場発泡ウレタン施工事業者を認証するにあたり、施工事業者認証に先立って使用される JIS A 9526 認証取得ウレタン原液の審査を行い施工事業者認証の簡素化を図ることを目的とする。

審査に当たっては現場での使用時を想定した性能の確認および、施工事業者への必要情報の提供に関し審査を行う

1. 認証の範囲

認証の範囲は、製品基材の当該JIS種類毎とし、JIS の規定にかかわらず製造委託事業者で製造された JIS 規格該当製品に対し熱的性能に影響を及ぼさない加工等を行った製品も範囲に含む。

申請者は、当該JISに規定する種類について申請する範囲を定め申請するものとする。

表1. 認証の範囲

JIS 規格	基材の種類	認証の範囲
JIS A 9526:2015	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム	A 種1、2、3、1H、2H

2. 書類審査

申請者は以下の書類を提出し書類審査を受ける。書類審査は申請時における形式審査を経て、審査委員会による本審査が行われる。

表2. 申請書類および書類審査内容

申請書	添付資料	書類審査内容	
様式1. 申請書(全認証区分共通)	<ul style="list-style-type: none"> 会社案内等 会社法人登記・登記事項証明書 JIS 認証書・付属書(写)および直近の定期認証維持審査の判定結果通知書(写) 	①会社の確認	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事 第三者認証が維持されている事
		②申請事業区分の確認	登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事
	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等 	③製品を販売していることの確認	申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事
		④製品区分	申請対象製品の商流(発注元、販売先等)が分かる事
		⑤認証区分、品目と製品名	実施規定3.(1)に即した記載と内容である事

<ul style="list-style-type: none"> ・当該認証区分申請の理由説明書 	⑥区分C(現場発泡ウレタン施工事業者 原液事前審査)とした理由	客観的事実に基づき説明されている事
<ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒド放散等級 F4☆およびノンフロンであることの説明資料 	⑦健康安全性及び環境への配慮	F4☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことを外部公表資料等で説明されている事
<ul style="list-style-type: none"> ・申請された品種、グレード全ての原液使用標準 ・使用温度範囲の最高、最低温度で作成された試験体の JIS 発泡体物性値表 	⑧申請対象製品の安定性と情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・品種、グレード毎に定められた原液使用標準に以下の記載がある事 ①使用温度範囲 ②A 種1、2、1H、2H においては多層吹きにより内部スキン層を確保する事 A 種3においては防湿層の施工を基本とする一方、防湿層を設けない場合は特別評価法に依る旨の記載 ・発泡体の熱伝導率が JIS 規格値を満足している事

4. 判定

審査委員会は、書類審査により JIS 認証の登録および更新が確認でき、かつ JIS 発泡体物性値がいずれも JIS 規格値を満たしていることが確認でき、さらには原液使用標準に問題のないことが確認できた場合、(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材 区分C(現場発泡ウレタン施工事業者 原液事前審査)製品として合格と判定し認証する。

事務局は速やかに申請者に対しその旨を通知するとともに、「様式7. 認証書(製造事業者以外)」を申請者に対して発行する。

問題があると判定した場合は、申請者に対して「様式8. 不合格通知書」でその理由を報告し、改善対策について打診する。